

第 68 回滋賀県薬事審議会 議事概要

●日時

令和元年 2 月 6 日（木） 14：00～16：00

●会場

大津合同庁舎 7 階 7 A 会議室

●出席委員（○会長）

○赤路健一 委員、越智眞一 委員、寺田智祐 委員、大橋淳一 委員、
大原克彦 委員、大原整 委員、竹本京子 委員、丸野浩一 委員、
大塚光子 委員、山本身江子 委員、金子紘子 委員、松田千江子 委員、
湯浅純平 委員

●欠席委員

一川暢宏 委員、清水房枝 委員

●事務局

川崎健康医療福祉部長

薬務感染症対策課：本庄参事、辻課長補佐、北川副参事、山元副主幹、
花房主査

●会議次第

報告事項

- (1) 令和元年度薬事関係事業の概要について
- (2) 薬局ビジョン関連事業について
- (3) 医薬品医療機器等法の改正について
- (4) その他

●議事概要

議長：

令和元年度薬事関係事業の概要について事務局から説明をお願いします。

資料 1 「令和元年度薬事関係事業の概要」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：

ジェネリック医薬品の使用促進の目標として使用率を80%以上にすると掲げておられますが、一般の私達から見ると80%というのが私達にとってどのような効果があるのかよくわかりません。あくまでも80%は目標の数値であって、目的は医療費の削減ではないかと思えます。医薬品によって価格が違いますので、明確に示せないかもしれませんが、80%の目標を達成すれば、どれだけ医療費が削減されるのか。保険組合からジェネリック医薬品の使用を勧められており、私もジェネリック医薬品をできるだけ使用していますが、どれだけ効果あるかよくわかりません。ジェネリック医薬品の使用が本当に目的の医療費削減に繋がるかわからないと、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的になれないと思えますがいかがでしょうか。

事務局：

ジェネリック医薬品の使用促進の目的の一つとして、社会保障費である医療費の削減があります。皆様方へのメリットとしては、医療費の自己負担の増加が抑制されるであるとか、受診時に支払われる医療費がジェネリック医薬品を使用することによって安くなるということがあります。社会保障費の削減効果について手持ちのデータはありませんが、80%を達成することが、最終目的ではございません。社会保障制度、国民皆保険を円滑に維持していくことが必要になります。また、今年9月までに80%を達成すると目標が掲げているところですが、目標到達後の対応について厚生労働省の方で議論されていると聞いています。

議長：

薬によって値段が異なるので一概に削減額を出せないと思えますが、目に見える形（金額）で分かると大分変わってくるかと思えます。

委員：

2点伺います。薬物乱用について教育活動をされていますが、実施主体は、はっきりしていますか。大麻等の使用は若年化すると思うので教育現場に介入していく必要があります。私が校医をしている学校に警察が話をしに来られたことはありますが、薬の専門家が来られたことはありません。薬の専門家が話をするのが効果的であると思えますので、人材の確保や教育委員会、学校との協

力を強力に推進することが必要かと思えます。現状について教えてください。

もう一つは、血液事業についてです。離島や遠隔地の病院が血液をストックしていなければ緊急時に間に合いませんが、医薬品医療機器等法の関係で返品できないので、期限が切れたものは廃棄しなければなりません。滋賀県内は、どのような状況でしょうか。

事務局：

まず、薬物乱用防止の若年層への啓発、教育について、中学校と高等学校の「学校保健計画（文科省）」にも入り、年1回は薬物乱用防止の学習をしていると聞いています。しかし、低年齢化が全国的に言われており、小学校から啓発、教育した方がよいとの声は聞いていますので、ちらし等を配布することを考えているところです。また、薬物乱用防止指導員を少年センターと滋賀県薬剤師会の約400名に依頼をしています。依頼があれば、この指導員が県内各地で講習会を行い啓発しています。

次に、血液事業について、離島や遠隔地でストックしておかないと緊急時に間に合わないということでございますが、滋賀県は、車で輸送すれば長時間かかる場所も少ないため、約10年前には湖北に血液をストックされていた経過は聞いておりますが、現在はストックせずに随時輸送することで対応をされています。

委員：

薬物乱用防止について、滋賀県薬剤師会として学校薬剤師が薬物乱用防止の話をさせていただけるように、教育委員会等を通じてお願いしています。中学校と高等学校については「学校保健計画」に記載されましたが、小学校についても同じようにお願いをしています。

また、知識があるので薬剤師であれば誰でも話ができますが、滋賀県薬剤師会で小学校用、中学校用、高等学校用のスライド資料を作り、学校薬剤師に配布しています。引き続き教育委員会へはお願いをしていきます。

委員：

薬物乱用防止についてですが、インターネットでの販売業者も指導の対象にしているのでしょうか。出没を繰り返すインターネットでの販売業者が多いと思います。薬物乱用と言われていますが、持っている薬物を使用するなど言っても止めるのは無理です。タバコでさえ持っているものを吸うなど言っても無理です。まず、入手させないことが必要ですが、インターネットで簡単に購入できるので乱用に結び付いてしまいます。元を絶たなければ、特に若い人

は乱用するなどと言っても興味本位から使用してしまいます。入手できないように根元を絶つ業者の摘発に力を入れることが、薬物乱用に歯止めをかけることに繋がると思います。

事務局：

インターネット等で色々なものが販売されているという現状がありますので、取り締まりについては、警察や厚生労働省麻薬取締部に積極的に行っていただいています。滋賀県としては、薬物を使ってはいけないということを若いうちに知っていただき、手を出さないということをしっかりと認識していただく啓発に力を入れています。

また、一時期はやりました危険ドラッグについて、危険ドラッグ薬物乱用に関する条例を平成27年に作りました。毎年、インターネット販売している危険ドラッグの可能性のあるものを買上げ、成分を検査しており、当初は指定薬物になるような成分が検出されたものがありましたが、平成29年以降は検出されていません。インターネットでの販売方法については、一般の人が気づかない専門用語を使って販売する等巧妙化しており発見しにくい状況になっていますが、引き続き続けていきたいと考えております。

議長：

他に意見もないようでございますので、この議題についてはご理解いただいたものといたします。

次に、薬局ビジョン関連事「ICTを活用した継続的薬学的管理実践のための連携体制整備事業」について、事務局の説明をお願いします。

資料2「ICTを活用した継続的薬学的管理実践のための連携体制整備事業」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

続けて、薬局ビジョン関連事「在宅療養者の薬の管理に関する協働事業について」について、事務局の説明をお願いします。

資料3「在宅療養者の薬の管理に関する協働事業について」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

委員：

びわ湖あさがおネットを使っただきありがとうございます。滋賀県医師会の方でも、頑張っって使うように啓蒙しているところです。患者さんを中心とした情報の共有というもので、患者さんの生活を支えていきたいと思ひますので、これからも進めていただきたいと思ひます。

委員：

病院では電子カルテが20年ぐらい前から取り入れられましたが、それまでの紙カルテだった時代はなかなかドクターの処方意図や治療方針がわかりませんでした。薬剤師だけではなく事務職員、看護師、その他の職種が電子カルテで情報共有できると、様々な情報を使って患者さんへの適切な治療や医療の提供をサポートできます。随分、病院の中の多職種のスキルが上がり、チーム医療が促進されています。

病院完結型から地域完結型に移行して行き、地域の患者さんのことをびわ湖あさがおネットを通して情報共有できると、薬剤師が主治医の処方意図を理解でき患者さんへの説明方針を立てたり、びわ湖あさがおネットを利用した主治医への副作用の情報提供ができると思ひます。

私ども医療従事者は、こういったメリットを十分に理解していますが、本日は医療従事者以外の委員もおられますので、病院、診療所、薬局など様々なところで、医療情報を他職種間で共有できれば医療の質が向上することを、ロコミでもよいので伝えていただければと思ひます。

事務局への質問ですが、びわ湖あさがおネットを進めて行くにあたって、行政としての目的やメリットは何処にありますか。びわ湖あさがおネットが普及すると予算もかかってくると思ひますがいかがでしょうか。

事務局：

びわ湖あさがおネットの所管課から、びわ湖あさがおネットは滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会が運営しており、県からも補助が出ていると聞いていますが、びわ湖あさがおネットを使用されている医療機関や薬局から会費を徴収しておりますので、最終的には自己資本だけで運営すると聞いております。びわ湖あさがおネットは非常に多くの情報を共有することができますので、医

療機関や薬局に加入していただき積極的に活用していただければ運営が安定すると考えております。

委員：

県民の健康増進等も含めて県として進めて行くのであれば、県としてのサポートも視野に入れながら進めることは重要ではないかなと思いますので担当の方に伝えていただければと思います。

委員：

I C Tを活用した継続的薬学的管理実践のための連携体制整備事業は滋賀県薬剤師会が実施しています。この後の医薬品医療機器等法の改正についてでも話があるかと思いますが、薬局薬剤師が継続的に患者さんの服薬を管理する必要があるのは3%~4%の患者さんになると思っています。対象は慢性疾患を持っている患者さんや重篤な状態にある患者さんになると思っていますので、こういった方々にびわ湖あさがおネットでの情報共有に同意をしていただき、継続的な薬学的管理、多職種との連携が出来ればと思っています。

今は、病院がびわ湖あさがおネットを活用していただき情報が入手できますので、病名や検査結果等が分かり服薬指導、継続的薬学管理に活かしています。診療所でもびわ湖あさがおネットを活用していただき、診療所との連携も進んで行くと地域の健康管理に役立つようになると思います。ただ、県民がびわ湖あさがおネットについて知らない状況にありますので、新聞広告も実施する予定です。びわ湖あさがおネットに継続して加入するには、利用料が必要になりますので行政の支援も必要かと思っています。

また、くすりのチェックシートを用いた在宅療養者の薬の管理に関する協働事業ですが、今までは、医師、歯科医師からの薬局への在宅訪問の指示と薬局から医師、歯科医師への在宅訪問の提案が主な方法だったのですが、今、多職種との連携を進めています。

議長：

御意見等はまだまだあるかとは思いますが、医療機器法の改正とその他の議題がありますので、その際にご意見等いただければと思います。

次に、医薬品医療機器等法の改正について、事務局の説明をお願いします。

資料4「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正する法律（令和元年第63号）の概要」について説

明

議長：

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：

オンライン診療と遠隔服薬指導は、非常に微妙な問題を含んでいます。日本医師会の立場としては、ある程度の患者さんの利便性を認めながらも、診察をして治療、投薬をするというのが原則であるという根本的な立場は譲っていないところがあります。これが、どんどん進んで行くと、無診投薬ということになりかねません。患者さんと画面を通して話をするというだけではなく、体に触れ、心臓の音を聞き、呼吸音を聞き、そして息づかいを感じ取ることで、診断をしていますので、高度なものは別として、無診投薬に繋がるようなことには反対の立場をとっているということをご理解いただきたいと思います。服薬指導についても、同じだと思いますので、慎重にやっていただきたいと思います。

議長：

滋賀県の薬事審議会ではそういう意見があったということ、議事録に残しておいていただきますようお願いいたします。

委員：

特定機能を有する薬局の認定権者は都道府県知事になっていると思いますが、会議体で認定するものなのか、書類審査で知事が認定するものなのか分かっていれば教えてください。

事務局：

構造設備や業務体制に加え機能を適切に発揮していることを実績により確認するとなっており、できるだけ書面審査とし自治体の負担にならないようにすると聞いていますが、構造設備等の確認に行くかどうかは決まっていません。

委員：

地域連携薬局の認定については、この薬事審議会に答申するような形がよいと思っていますのでよろしくをお願いします。

議長：

本日の報告事項についてはご確認いただいたものといたします。最後に、その他事項について、事務局から何かございましたらお願いします。

参考資料2「健康サポート薬局数」、参考資料3「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における後発医薬品割合」について説明

議長：

はい、ありがとうございました。

これで本日予定しておりました議題については終了となりますが、全体を通して何か、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員：

長時間診察で待つ、長時間薬局で待つと付き添いのものでも大変ですが、薬局で薬を配達してもらったときは、大変助かりました。また、家族がしっかりしている母に薬の説明をしても納得いかない顔をしていましたが、薬剤師がきて説明してくれるというだけで安心、納得し薬を飲むというのを見ていましたので、患者も家族も大変助かると思います。

議長：

大変心強いご意見をいただきました。

それでは、これで本日の議題は、全て終了しました。長時間にわたり議事運営について、ご協力いただきありがとうございました。